

説明書

委託業務名	令和7年度さが MaaS 事業実行委員会広報業務委託		
履行期間	契約締結の日～ 令和8年3月31日	履行場所	さが MaaS 事業実行委員会 が定める場所
契約上限額	4,800 千円（消費税及び 地方消費税を含む）	説明会	令和7年5月28日 16時00分～ 17時00分
仕様書等に対する 質問提出期限	令和7年5月30日 17時00分まで	参加資格確認 申請書提出期限	令和7年6月6日 17時00分まで
提案書提出期限	令和7年6月12日 17時00分まで	審査会 （書面審査）	令和7年6月16日
最優秀提案者の 決定	令和7年6月17日		

1 参加資格確認申請書について

(1) 参加希望者は、公示で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

- ア 参加資格確認申請書（様式第2-1号） 1部
- イ 誓約書（様式第3号） 1部
- ウ 会社概要（パンフレットで可） 1部
- エ 実績書（様式第4号） 1部 ※契約保証金の免除を求める場合

(2) 申請書等の提出は、持参、郵送又は電子メールによる。

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

2 仕様書等について

仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問書提出期限までに、様式第1号に記入のうえ、電子メールにより提出すること。

3 提案書及び添付資料について

(1) 提出書類

- ア 表紙（様式第6号）・・・正本1部 副本6部
- イ 提案書（任意様式）・・・7部
- ウ 実施スケジュール案
- エ 業務体制表
- オ 実績書（様式第4号）（1(1)エで提出した場合は不要）

- (2) 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。
 - (3) 提出された提案書及び添付資料は返却しない。
 - (4) 提出は持参又は郵送による。
 - (5) 提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。
- 注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

4 プレゼンテーション

実施しない。(書面審査のみ実施。)

5 最優秀提案者の選定について

- (1) 提出された提案書等を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。
- (2) 最優秀提案者となることができる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。
- (3) 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、技術点が高い者を最優秀提案者とする。
- (4) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

6 契約書について

- (1) 最優秀提案者は、さがMaaS事業実行委員会会長から交付された契約書に記名押印し、決定通知を受けた日から10日以内にさがMaaS事業実行委員会会長に提出しなければならない。ただし、さがMaaS事業実行委員会会長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

7 留意点

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) 本企画コンペの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)に基づき、適切に管理するものとする。
- (4) 本企画コンペへの質問は、9の問い合わせ先で受け付ける。質問応答の内容は必要に応じて参加者全員に周知する。

8 契約事項

- (1) 準用する佐賀県財務規則（平成4年3月31日佐賀県規則第35号）に基づき執行する。
- (2) 契約保証金 公示に定めるとおり

9 問い合わせ

さが MaaS 事業実行委員会事務局

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59

電話 0952-25-7525

ファックス番号 0952-25-7142

電子メールアドレス koutsuuseisaku@pref.saga.lg.jp